

一部構成員限り

利用者視点を踏まえた モバイル市場の検証に関する専門委員会（第3回） ご説明資料

2026年1月30日

株式会社オプテージ

OPTAGE
What's next?



- ・「過度な利益提供」「行き過ぎた囲い込み」は改善し、競争環境は公正化が進展と受け止め
- ・現状のMVNOのシェアを鑑みると、競争の促進は引き続き重要であり、現行の規制は維持すべき
- ・加えて、顕在化している課題への対処も必要

規制導入の目的

目的①

事業者間の適正な
競争環境の実現

目的②

利用者が自らのニーズに沿った
通信サービスを合理的に選択

目的③

利用者間の
不公平

目的④

通信料金の
高止まりの解消

市場環境に対する受け止め

- ・過去に問題となっていた
「過度な利益提供」、「行き過ぎた囲い込み」は改善

- ・違約金上限規制と拘束期間規制により
利用者がニーズに合ったサービスを選択し、
切り替える際の障壁が低下

- ・利益提供額の上限規制により
利用者間の不公平が縮小

- ・競争の進展（廉価プラン・サブブランドの登場など）
により安価な選択肢が拡大するも、メインプランについて
は高止まりが解消したとは言い難い

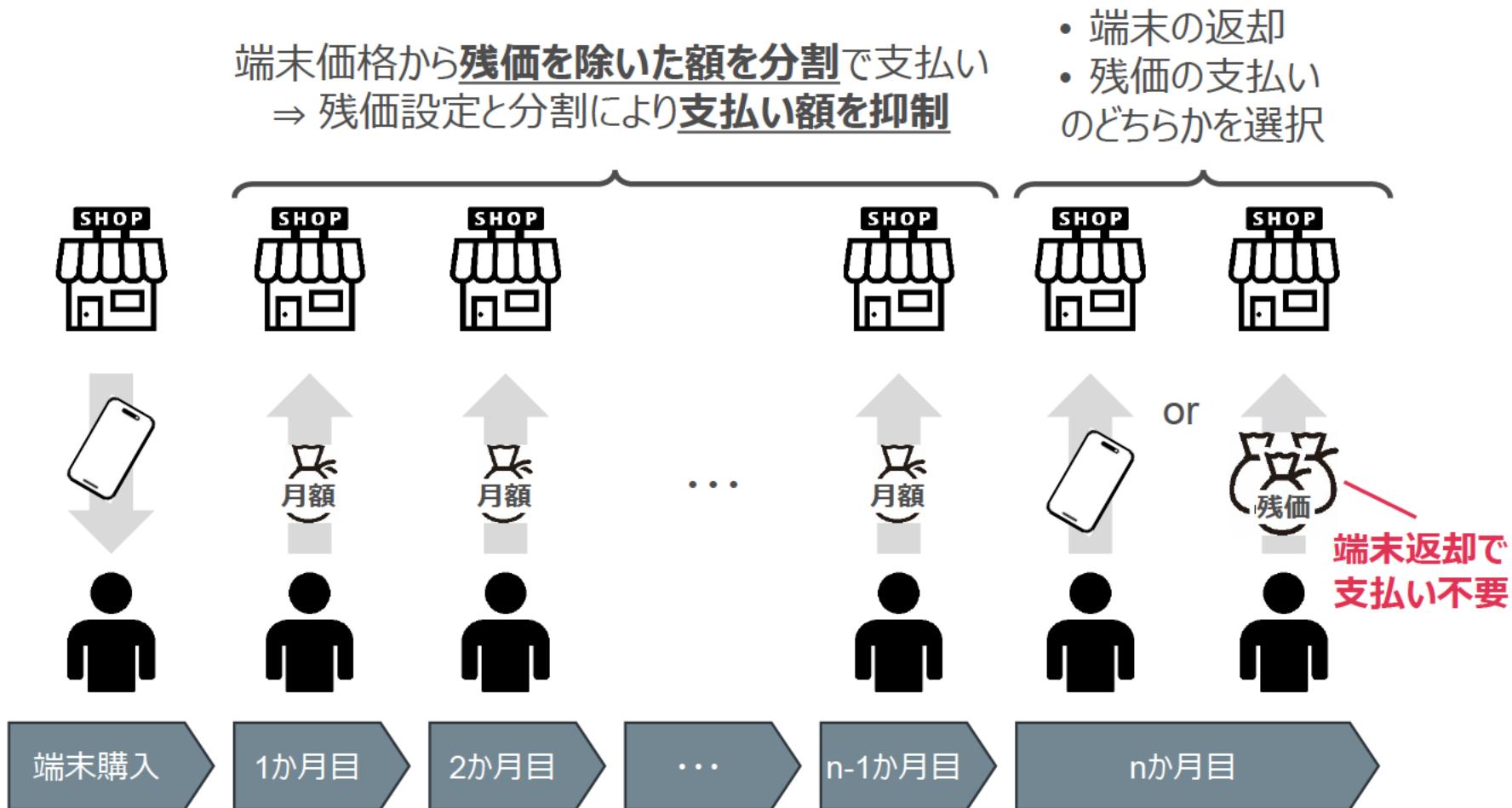
- 「端末購入プログラム」および「短期解約」については、競争環境への影響を及ぼす可能性がある課題として認識しており、規律の実効性や運用の在り方について検証が必要との考え

規律内容		当社の考え方
利益提供規制	通信料金割引の禁止	維持
	端末購入・新規契約が条件	検討要
	継続利用を条件とした利益提供の一律禁止	維持
	端末販売時の利益提供額の上限 (最大4万円まで)	検討要
	SIMのみ新規に対する利益提供額の上限 (最大2万円まで)	維持
囲い込み規制	一定期間契約を継続していたことを条件とした利益提供額の上限	検討要
	期間拘束契約の期間上限 期間拘束契約の違約金上限 など	維持

端末購入プログラムについて

端末購入プログラムの概要

- 端末代金に残価を設定した上で、分割払いとすることで月々の支払額が軽減されると共に、一定期間後に端末を返却することで残価の支払いが不要となる仕組み



端末購入プログラムにおける問題点

- ・ 端末購入プログラムを活用し、端末が安価に利用できるという誘因に頼った競争慣行は継続
- ・ 加えて、端末購入プログラム継続には、「通信契約の継続が必要」と利用者が受け止めているのであれば、実質的に囲い込みにつながっているおそれ

構成員限り

端末購入プログラムに関する理解度

プログラム加入条件

知らない/
わからない

55%

24%

21%

回線契約がなくても
加入できる

回線契約がないと
加入できない

プログラム継続条件

知らない/
わからない

50%

29%

21%

回線契約解約後も
継続できる

回線契約解約後は
継続できない

(出典：競争ルールの検証に関するWG（第45回）資料を基に弊社にて算定)

- 通信契約の継続を条件とする施策でないことが利用者に正しく理解されているかを調査し、通信契約と一体であるという誤解がある場合は、利用者への周知の改善と継続モニタリングが必要

端末購入プログラムが通信契約の継続を条件とする施策でないかの確認・検証方法（案）

①

利用者認識 および 事業者提供実態 の調査

利用者意識調査などを通じて、利用者の認識を調査する

- 端末購入プログラムが通信契約の継続を条件とする施策でないことを知っていたか
 - ✓ 通信サービスのみを途中で解約することができる
 - ✓ 端末購入プログラム単体で申し込みができる場合があること

事業者への調査を通じて、端末購入プログラムの提供実態を調査する

- 端末購入プログラムの提供数に対して、非回線契約者がどの程度存在するか
- 端末購入プログラムの契約期間中に、回線契約の解約事例がどの程度存在するか

②

調査結果の評価

利用者の認識もしくは事業者提供実態に関する調査結果を踏まえ、

通信契約の継続を条件とする施策であると誤解がある場合：③の対処が必要

③

誤解がある場合 の対処

- より分かりやすい利用者への周知・情報提供の実施
- 店舗などの説明方法の改善
- 継続的モニタリングによる利用者認識の変化や正しい理解の定着状況確認

短期解約について

- 当社では、**MNP短期解約の件数は、近年大きく増加の傾向**

構成員限り

構成員限り

- ・ MNP短期解約件数はMNP解約全数に対して、非常に高い水準※まで増加
- ・ 事業運営に負担が生じると共に利用者の利便性低下につながっているおそれ

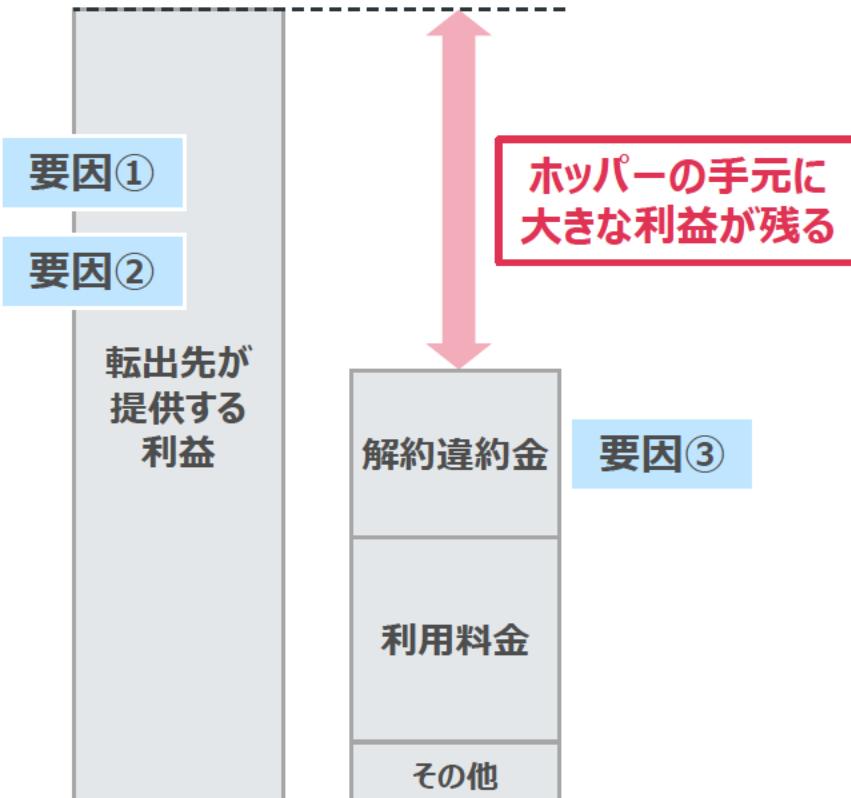


**短期解約目的の申し込みでも、通常と同様の対応が必要となり、
以下のような事業運営上の負担が発生している**

- ・ 本来不要な業務リソースの確保
 - 短期の利用料金ではコスト回収不可
- ・ 処理件数増加による手続き遅延
 - 正規の利用者の利便性低下（サービス提供へ悪影響）

- スイッチングコストに対して乗換時の利益提供が大きいことは、ホッパーが短期解約をおこなう動機につながると考えられることから、規律見直しによる対処が必要

<短期解約の発生要因>



利益提供額 スイッチングコスト

◇要因① 利益提供上限

- 過度な利益提供防止のため、新規契約時の利益提供上限は2万円に規制
- MNO中心に新規契約時2万円の利益を提供

◇要因② 継続利用条件の禁止

- 囲い込み防止のため、通信の継続を条件とした利益提供が禁止
- 短期間の利用契約で満額の利益を提供

◇要因③ 解約違約金の上限

- 囲い込み防止のため、解約違約金の上限が規制
- 解約違約金は1,000円を上限に設定

- 短期解約への対策は、公正な競争環境を損なわないことが肝要であり、「利益提供上限の強化」など、スイッチングコストを高めない対策の実施が望ましい

対策案	具体的な方策案	弊社の考え方
対策① 利益提供上限 の規制強化	<ul style="list-style-type: none">SIMのみ新規契約に対する 利益上限額を月額料金1か月分 とする	<ul style="list-style-type: none">スイッチングコストが高まらず、 公正な競争環境の維持ができる <p>27条の3の趣旨とも合致</p>
対策② 利益提供の 期間分割を許容	<ul style="list-style-type: none">利益提供を最大3～6か月程度※ に分割して提供する ※過度な囲い込みとならない期間	<ul style="list-style-type: none">一定期間に渡る利益提供により、 利用者の囲い込みにつながるおそれ
対策③ 違約金上限規制 を緩和	<ul style="list-style-type: none">短期解約における違約金上限を 月額料金の1か月分程度とする	<ul style="list-style-type: none">高額な違約金により、 利用者の囲い込みにつながるおそれ

ヒアリング事項に対する当社の考え方

1. 指標（データ）に基づく規制のあり方の検討

ヒアリング項目	当社考え方
(1) 電気通信事業法第27条の3導入時に目指した目的は達成できていると言えるか	
目的① 事業者間の適正な競争環境の実現	<ul style="list-style-type: none">「過度な利益提供」「行き過ぎた囲い込み」は改善し、競争環境は公正化が進展している現状のMVNOのシェアを鑑みると、競争の促進は引き続き重要であり、現行の規制は維持すべきと考える
目的② 利用者が自らのニーズに沿った通信サービスを合理的に選択	<ul style="list-style-type: none">違約金上限規制や拘束期間規制が導入され、利用者が自らのニーズに合った通信サービスを選択・切り替える際の障壁が低下している
目的③ 利用者間の不公平	<ul style="list-style-type: none">利益提供額の上限規制の導入により、端末購入を巡る利用者間の不公平は一定程度縮小している
目的④ 通信料金の高止まりの解消	<ul style="list-style-type: none">廉価プランやサブブランドの登場等により、利用者にとっての安価な選択肢は拡大しているメインプランを含む通信料金全体としては高止まりが解消したとまでは言い難い

ヒアリング項目	当社考え方
(2) 市場環境や27条の3の規制の効果を検証するに当たり、どのようなデータを定点的に観測すべきか。 現在参照しているデータに加えて、他に把握すべきデータはあるか	<p>現在参照しているデータ</p> <ul style="list-style-type: none">MNO各社のシェア、利益提供額、ARPU、消費者物価指数（競争環境および料金水準の継続的な把握） <p>他に把握すべきデータ</p> <ul style="list-style-type: none">ブランド別のMNP転出入推移（競争の実態および獲得競争の健全性の把握）端末購入プログラムの提供実態、利用者の認識（端末購入プログラムに関する運用実態の確認）
(3) 27条の3の規制の最小化を図ることは可能と考えるか。 上記の目的を達成するため、27条の3の規制に代わる対応策が考えられるか	<ul style="list-style-type: none">現状のMVNOのシェアを鑑みると、競争の促進は引き続き重要であり、現行の規制は維持すべきと考える「通信と端末の分離」および「行き過ぎた囲い込みのない競争環境」が確保され、結果、MVNOのシェアが高まるなど、公正な競争環境が実現されれば、規制の最小化や、規制に代わる対応策の検討を行うことも考えられる

2. 現在、通信市場や端末市場において顕在化している課題はあるか

ヒアリング項目

当社考え方

(1) 短期解約問題については

①
短期解約の課題は何か

- ・短期解約目的の申し込みへの対応により、本来不要な事務処理・コストの発生を招くなど、転出元事業者の事業運営に負担を生じさせる要因となっている
- ・処理件数の増加による手続き遅延等を通じて、正規利用者の利便性低下につながるおそれがあるほか、利用者間の公平性や健全な競争環境への影響が懸念される

②
当事者が自主的な対策を講じることはできないのか

- ・個々の事業者による取り組みは重要ではあるものの、スイッチングコストに対して乗換時の利益提供が大きいことが短期解約の動機であることを考えると、踏み台にされる事業者としての対策は難しく、規律見直しによる対処が必要であると考える

(2) その他顕在化している課題はないか

- ・端末購入プログラムは現行の規制範囲内で提供されている施策である一方、端末購入プログラム継続には、「通信契約の継続が必要」と利用者が受け止めているのであれば、実質的に囲い込みにつながっているおそれ
- ・この点、実質的な囲い込みにつながっていないかの検証として、利用者理解の確認および必要に応じて周知・モニタリングが必要と考える

